

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 24 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 24 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 11 月 16 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 24 年度 橋本市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 24 年度橋本市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,640 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,749,935 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 24 年 11 月 16 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,669,636	35,640	1,705,276
	3 委託金	164,868	35,640	200,508
19 繰越金		80,324	8,000	88,324
	1 繰越金	80,324	8,000	88,324
歳入合計		31,706,295	43,640	31,749,935

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,300,676	35,640	4,336,316
	5 選挙費	20,125	35,640	55,765
10 教育費		3,526,467	8,000	3,534,467
	4 幼稚園費	246,100	8,000	254,100
歳 出 合 計		31,706,295	43,640	31,749,935

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
名古屋・伏原保育園仮設園舎借上	平成25年度～平成26年度	53,000千円
応其小学校改修工事設計監理委託	平成24年度～平成25年度	3,000千円